

一般競争入札(総合評価落札方式)に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2026年 8月 20日

独立行政法人情報処理推進機構

件名: 「情報処理安全確保支援士のオンライン講習教材開発業務(2027年度～2029年度教材)」

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	I. 入札説明書	P.1	1.競争入札に付する事項 (4)入札方法 ③	入札書に記載する入札金額は、2026年度から2028年度までの3か年(2027年度教材～2029年度教材の開発)に係る費用の総価という理解でよろしいでしょうか。	・入札説明書1. 競争入札に付する事項(4)③に記載の通り、入札金額は「情報処理安全確保支援士のオンライン講習教材開発業務(2027年度～2029年度教材)」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含みます。	2026年 8月 14日
2	Ⅲ. 仕様書	P.25	4.3 開発事項【各教材の音声読み上げソフト対応版の内容】	音声読み上げソフト対応版の作成にあたり、想定される音声読み上げソフトの指定、または準拠すべきアクセシビリティ基準(JIS X 8341-3等)の指定はございますでしょうか。	・音声読み上げソフトにつきましては特に指定はありませんが、日本工業規格(JIS X 8341-3)など、広く準拠されているアクセシビリティ基準を満たすものであることが望ましいです。	2026年 8月 14日

3	Ⅲ. 仕様書	P.27	4.5 作業実施上の留意事項 ⑦	納入物件の開発にあたり「必ずLLM(大規模言語モデル)の生成AIを使用する」とされておりますが、使用するLLMまたはサービスについて、貴機構による指定や制限(クラウドサービス利用の可否、国内リージョン限定等)はございますでしょうか。	・仕様書 4.5 作業実施上の留意事項 ⑦に記載の「必ずLLM(大規模言語モデル:Large Language Model)の生成AIを使用するなど、品質全体のチェックを行いながら実施すること。」につきましては、「必ず品質全体のチェックを行うこと」の文意です。従いまして、生成AIについてはその品質全体のチェックを行うための手段の一つです。 ・クラウドサービスを利用する場合は、個人利用されているものではなく、事業者として契約されているものでお願いします。 ・また、生成AIを利用する場合は、デジタル庁発出の「DeepSeek 等の生成AIの業務利用に関する注意喚起(事務連絡)」を参照の上、懸念の無いものを利用してください。 DeepSeek 等の生成AIの業務利用に関する注意喚起(事務連絡)	2026年 8月 14日
---	--------	------	------------------	---	--	-----------------

					https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_resources/d2a5bbd2-ae8f-450c-adaa-33979181d26a/e7bfeba7/20250206_councils_social-promotion-executive_outline_01.pdf	
4	Ⅲ. 仕様書	P.27	4.5 作業実施上の留意事項 ⑦	提案書において、使用を予定する生成AIのサービス名や利用方法を具体的に記載する必要はございますでしょうか。	・生成AIを使用する予定の場合は、その使用予定の生成AIについて具体的に提案書に記載してください。 なお、生成AIを利用する場合は、デジタル庁発出の「DeepSeek 等の生成AIの業務利用に関する注意喚起（事務連絡）」を参照の上、懸念の無いものを利用してください。	2026年 8月 14日
5	Ⅲ. 仕様書	P.23	4.2 開発方針	【単元別達成目標について】 各単元の構成は「OL講習シラバス」の「到達目標」から選択することとし、以下の事項に留意すること。 について、OL講習シラバスの内容に関する質問です。 [1点目] 到達目標が重複している箇所が1か所ありました。それぞれに対応した記述を行う必要がありますか。	・[1点目] 片方は誤りであったため削除します。詳細につきましては、OL講習シラバスを貸与した事業者に個別にお送りします。	2026年 8月 20日

				[2点目] 項目の中に、類似や包含関係にあると思われるものが複数ありました。それぞれ、項目ごとに書き分ける必要がありますか。また、項目は別でも遂行に求められる知識やスキルが同一であるものも散見されますが、1単元の1ページに記載した内容で複数項目を対象とした書き方は可能ですか。	・[2点目] まず、類似や包含関係にあると解釈された項目につきましても、別項目として解釈してください。 なお、III.仕様書 4.2 開発方針【全般について】②に記載の通り、「OL講習シラバス」は適宜更新されるものであり、落札した事業者には開発開始時点での最新版を参照いただいた上で開発を進めていただくことになります。 また、今回の入札時に行っていただくご提案の際は、V.評価項目一覧の記載事項である、 1.2 開発方針「単元別達成目標の開発方針について、品質を確保しつつ、作業を円滑に進めるための、独自の提案や創意工夫があるか。また、その工夫内容は効果的かつ実現可能であるか。」 1.3 開発事項「単元別達成目標に含む内容について、品質を確保しつつ、作業を円滑に進めるための、独自の提案や創意工夫があるか。ま	
--	--	--	--	--	---	--

					た、その工夫内容は効果的かつ実現可能であるか。」 の通り、あくまで、単元別達成目標を作成する際の方法、方針について技術評価をいたします。 そのため、今回の入札時に行っていたのご提案の際は、仕様書、および、OL講習シラバスの各項目の文章通りの解釈をされた上で、あくまで、OL講習シラバスを使用してどのように単元別達成目標を作成するかについての提案をいただきたく思います。必要がありましたら、仕様書やOL講習シラバスの各項目についてどのように解釈したかを提案書に添えていただければと思います。	
--	--	--	--	--	---	--